

「戸田市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例(案)」

意見募集期間

令和5年12月6日 から 令和6年1月4日 まで

概要

本市では、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、平成29年12月から戸田市犯罪被害者等支援条例を施行し、専門相談窓口の設置、啓発活動、関係機関との連携等、犯罪被害者等支援に取り組んできました。

この度、条例制定から5年が経過しましたが、犯罪被害者等を取り巻く環境や支援のニーズが変化してきていること等を踏まえ、支援内容の拡充を図ることを目的として条例を改正します。

市民生活への影響

犯罪行為により死亡したり、重傷病を負ったりした場合に、見舞金を支給する制度を新設し、支援を拡充します。

また、二次的被害に関する定義等を新たに加え、市民等の責務について規定するとともに、事業者の責務を新たに加え、犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動においては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策への協力や、犯罪被害者が刑事等に関する手続をはじめとする様々な手続を適切に行うことができるよう、就労、勤務への配慮を努力義務として規定します。

